

議案第68号

木津川市立学校給食センター条例の一部改正について

木津川市立学校給食センター条例（平成19年木津川市条例第88号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

新学校給食センターの設置に伴い、木津川市立木津学校給食センター及び木津川市立山城学校給食センターを廃止し、木津川市立学校給食センターを再編することにより、その名称及び位置について、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）

木津川市立学校給食センター条例（平成19年木津川市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
木津川市立第一学校給食センター	木津川市梅美台八丁目2番地2
木津川市立第二学校給食センター	木津川市加茂町観音寺石部61番地1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料（議案第68号）

木津川市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
<u>木津川市立第一学校給食センター</u>	<u>木津川市梅美台八丁目2番地2</u>
<u>木津川市立第二学校給食センター</u>	木津川市加茂町観音寺石部61番地1

第3条～第11条（略）

（旧）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
<u>木津川市立木津学校給食センター</u>	<u>木津川市相楽台4丁目6番地</u>
<u>木津川市立山城学校給食センター</u>	<u>木津川市山城町椿井北代104番地1</u>
<u>木津川市立加茂学校給食センター</u>	木津川市加茂町観音寺石部61番地1

第3条～第11条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第68号 木津川市立学校給食センター条例の一部改正について	
担当課	学校教育課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	木津川市立木津学校給食センター及び木津川市立山城学校給食センターの廃止に伴う新学校給食センターの設置により、学校給食センターの名称及び位置について、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	令和元年8月 課内で協議・検討を行い、名称を決定 令和元年10月21日 教育委員会定例会で承認	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	2 教育
	施策	① 教育環境 ア 子どもの教育環境の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度()年度 <input type="checkbox"/> 複数年度()年度	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>安心・安全な学校給食を、将来にわたり安定して供給するため新学校給食センターを設置します。</p> <p>なお、名称については、令和2年4月稼働予定の新学校給食センターは木津川市立第一学校給食センターとし、継続して稼働する木津川市立加茂学校給食センターは、木津川市立第二学校給食センターとします。</p>	